

青森県報

第三千三十一号

平成二十一年
一月七日
(水曜日)

目次

告示

都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……
証紙売りさばき人の住所の変更……………(出納課) ……
一

公告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営支援課) ……
換地処分……………(農村整備課) ……
二
県営土地改良事業計画変更の決定……………(同) ……
二

告示

青森県告示第二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、三沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十年十二月二十四日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

三沢市

二 都市計画事業の種類

三沢都市計画下水道事業(三沢市公共下水道)
事業施行期間

昭和六十三年十二月三日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の認可(平成十七年十一月一日青森県告示第八百六十一号)の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の認可(平成十七年十一月一日青森県告示第八百六十一号)の事業地に、三沢市本町一丁目、本町二丁目、春日台一丁目、古間木一丁目、大字三沢字水筒、字中平及び大字犬落瀬字古間木の一部を加え、東岡三沢二丁目、東岡三沢三丁目、大字三沢字堀口、字山ノ神、字山ノ下、字園沢、字下久保及び字南山地内において事業地を変更する。

青森県告示第三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成二十一年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び名称

むつ市南町二の四

株式会社エステック

二 変更内容

1 変更前の住所

むつ市海老川町二の六五

2 変更後の住所

むつ市南町二の四

公告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸ニュータウンショッピングセンター

八戸市北白山台五丁目一の七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

店舗施設の運営に伴い発生することが見込まれる騒音について、騒音レベルの夜間最大値がすべての予測地点で規制基準値を超過しており、また、その超過幅も大きいことから周辺住民に及ぼす影響が懸念されますので、騒音の軽減策について再検討してください。

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十一年一月七日から同年二月七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあっては、その執務時間内とする。

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、阿弥陀川地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準

用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成二十一年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、水木地区の県営土地改良事業（ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年一月八日から同年二月五日まで

三 縦覧の場所

藤崎町役場

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
（発行所） 青森市長島一丁目一番一号 青森県	（印刷所） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
（発行所） 青森市長島一丁目一番一号 青森県	（印刷所） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社
（発行所） 青森市長島一丁目一番一号 青森県	（印刷所） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭